

令和元年8月中野市農業委員会定例会会議録

中野市告示第5号

令和元年8月29日(木) 午前11時00分

会議室43に開く。

○議事日程

1 開会

2 あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 附議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請(第2項第5号関係)について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第6号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について

議案第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第8号 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断した土地の農地台帳からの除外について

5 報告事項

6 その他

7 閉会

○出席委員次のとおり

農業委員(20名中20名)

小林宏和委員、滝澤君雄委員、宮澤厚子委員、滝沢 昇委員、本多千恵子委員、
郷道修弘委員、中村幸次郎委員、浅沼富夫委員、川島正夫委員、大内一人委員、
佐々木福吉委員、武田信友委員、佐藤忠一委員、阿部和夫委員、神田茂貞委員、
藤田一和委員、宮川 豊委員、佐野啓明委員、金井光正委員、清野信之委員

○提案説明のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長 鈴木清美

〃 事務局長補佐 峰村昌志

- (開会) (午前 11 時 00 分)
- 事務局長 (鈴木局長) 皆様お疲れさまでございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。最初に新農業委員に任命された阿部和夫さんを紹介いたします。7月30日に市議会臨時会が開催され、JA 中野市から農業委員に推薦された阿部和夫さんの選任について議会の同意が得られました。そして同日、任命式が行われ、正式に農業委員となりました。阿部さんは竹原出身で、現在 JA 中野市の理事をされております。それでは阿部委員から一言お願いします。
- 14 番阿部委員 おはようございます。ただいま紹介されました阿部和夫です。皆様と一緒に農業委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 事務局長 (鈴木局長) それでは引き続き令和元年8月の定例会を始めさせていただきます。ただいままでの出席委員数は農業委員 20 名中 20 名でございます。それでは、会長からごあいさつと以降の進行をお願いいたします。
- (あいさつ 略)
- 議長 (清野会長) 先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。
- 議長 (清野会長) それでは日程 3、議事録署名委員の指名につきまして、17 番 宮川豊委員、18 番 佐野啓明委員を指名いたします。
- 議長 (清野会長) 日程 4、附議事項に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
- 事務局 (峰村局長補佐) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
議案番号 1 番、譲渡人、住所・氏名、柳沢、〇〇〇〇。譲受人、住所・氏名、柳沢、〇〇〇〇。申請地、柳沢〇〇番地、面積 552 平方メートル。申請理由、農地を取得し経営規模を拡大したい。
以上、説明した議案番号第 1 番の譲受人は、水田・普通畑等の経営で、農地は全て効率的に耕作され、農作業に従事する家族の状況等から見て引き続き、農地を効率的に利用が出来ると見込まれています。
なお、下限面積の基準を超えていることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。
- 議長 (清野会長) ただいまの説明に対してご質問ご意見等ありましたら、農業委員は議席番号、氏名を述べてからご発言願います。
- 議長 (清野会長) ありませんければ、お諮りをいたします。議案第 1 号について、賛成委員の挙手を願います。
- 議長 (清野会長) 挙手全員であります。よって、議案第 1 号については、許可することに決しました。
- 議長 (清野会長) 次に進みます。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 (農地法第 3 条第 2 項第 5 号関係) について、を議題といたします。事務局から説明願います。
- 事務局 (峰村局長補佐) 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 (農地法第 3 条第 2 項第 5 号関係) について。

議案番号1番、譲渡人、住所・氏名、新保、〇〇〇〇、譲受人、住所・氏名、岩井、〇〇〇〇、申請地、岩井、〇〇番1、面積174平方メートル。申請理由、購入する中古住宅に隣接する農地を取得し、家庭菜園を行いたい。

内容について説明いたします。本件は先の4月定例農業委員会において、議案第6号により農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積の改定について審議をしていただき、設定面積を0.1アールと定めることにお認めいただいております。本件は4月から相談を受けておりました。相談時の譲受人の住所は、長野市でありましたが、すでに空き家を購入され、現在譲受人とそのお母さん2人で住所地の岩井で生活をされております。4月からの間、引っ越し等々で時間を有しておりましたが、整理がついたことから、今回申請されたものでございます。

以上、説明した議案番号1番の譲受人は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく設定を満たしているものと考えます。

以上であります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第2号について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手全員であります。よって、議案第2号については、許可することに決しました。

議長（清野会長）

次に進みます。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

議案番号1番、申請者、住所・氏名、田上、〇〇〇〇。申請地、田上〇〇番3、面積125平方メートル。申請理由は、現住宅が老朽化しているため、建て替えにあわせて申請地に車庫を建築したい。備考、2種農地、則46条（ア）。

議案番号2番、吉田、〇〇〇〇。吉田〇〇番1、面積357平方メートル。自己の経営する飲食店舗の事業拡大に伴い、店舗増改築と駐車場（事業用）を建設したい。2種農地、法4条6項1号。増築面積46.78㎡ 駐車台数7台分。以上です。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第3号について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手全員であります。よって、議案第3号については、許可することに決しました。

議長（清野会長）

次に進みます。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち議案番号1番から4番までを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

議案番号1番、申請者、譲受人、住所・氏名、岩船、〇〇〇〇。譲渡人、住所・氏名、安源寺、〇〇〇〇。申請地、安源寺〇〇番11 外1筆。

面積 291 平方メートル。申請理由は、現在アパートに居住しており、家族の増加に伴い、住まいが手狭なため、両親の住まいの隣接地に住宅を建築したい。2種農地、法5条2項2号。

議案番号2番、岩船、〇〇〇〇。中野、〇〇〇〇。中野〇〇番6 外1筆 面積 205.13 平方メートル。現在、借家住まいのため、申請地に住宅を建築したい。2種農地、法5条2項2号

議案番号3番、上田市、〇〇〇〇。千葉県千葉市、〇〇〇〇。更科〇〇番2 面積 329 平方メートル。現在上田市のアパートに住んでいるが、勤務先が長野市なので、利便性も良い中野市に移住して、申請地に住宅を建築したい。2種農地、法5条2項1号。

議案番号4番、更科、〇〇〇〇。千葉県千葉市、〇〇〇〇。更科〇〇番5 面積 18 平方メートル。現住宅の上水管が埋設されている地番（借地）が、第三者へ売却されることから、上水道管が埋設している箇所を自己住宅敷地として取得したい。2種農地、法5条2項1号口。

以上であります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第4号のうち議案番号1番から4番までについて、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手全員であります。よって、議案第4号のうち議案番号1番から4番までについては、許可することに決しました。

（〇〇〇〇委員 退場）

議長（清野会長）

次に、議案第4号のうち議案番号5番を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案番号5番、三好町、〇〇〇〇。新井、〇〇〇〇。新井〇〇番2 面積 1,198 平方メートル。職員の増加と既存職員用駐車場の利用目的変更に伴い、駐車場が不足することから申請地に駐車場を確保したい。1種農地 則 35 駐車台数 31 台。以上であります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第4号のうち議案番号5番について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手全員であります。よって、議案第4号のうち議案番号5番については、許可することに決しました。

（〇〇〇〇委員 入場）

議長（清野会長）

次に、議案第4号のうち議案番号6番を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案番号6番、西条、〇〇〇〇。西条、〇〇〇〇。西条〇〇番1 面積 372 平方メートル。現在両親と同居しているが、子供の成長に伴い住宅が手狭になってきたことから、隣接する土地に住宅を建築したい。3種農地 令 14。以上であります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第4号のうち議案番

- 号6番について、賛成委員の挙手を願います。
- 議長（清野会長） 挙手全員であります。 よって、議案第4号のうち議案番号6番については、許可することに決しました。
- 議長（清野会長） 次に進みます。議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局から説明願います。
- 事務局（峰村局長補佐） 議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について。
（番号1番から12番 説明）
以上、中野市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。 以上です。
続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について
（所有権移転分）（番号13番から15番 説明）
以上、中野市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。 以上です。
- 議長（清野会長） 議案第5号に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。
- 議長（清野会長） ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第5号について、賛成の委員の挙手を願います。
- 議長（清野会長） 挙手全員であります。よって議案第5号については、決定することに決しました。
- 議長（清野会長） 次に進みます。 議案第6号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について、を議題といたします。 事務局から説明願います。
- 事務局（峰村局長補佐） 議案第6号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について。
（番号1番から番号3番 説明）
番号1番から番号3番については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地のすべてを効率的に利用できるものと認められます。また、必要な農作業に常時従事することが認められることから農用地利用配分計画の要件を満たしているものと考えます。以上です。
- 議長（清野会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。
- 議長（清野会長） ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第6号について、賛成の委員の挙手を願います。
- 議長（清野会長） 挙手全員であります。よって議案第6号については、決定することに決しました。
- 議長（清野会長） 次に進みます。 議案第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について、を議題といたします。 事務局から説明願います。
- 事務局（峰村局長補佐） 議案第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について。
（番号1番から番号12番 説明）
- 議長（清野会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

- 議長（清野会長） ありませんければ、お諮りをいたします。議案第7号について、賛成の委員の挙手を願います。
- 議長（清野会長） 挙手全員であります。よって、議案第7号につきましては、同意することに決しました。
- 議長（清野会長） 次に進みます。議案第8号 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断した土地の農地台帳からの除外について、を議題といたします。事務局から説明願います。
- 事務局（鈴木局長） 議案第8号 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断した土地の農地台帳からの除外について。農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断した下記の土地について農地台帳から除外するものとする。大字豊津6149番地 畑 211㎡ 外510筆 合計面積233,426㎡。
- 経過について説明します。本年1月及び2月の定例会におきまして農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断した土地つまり非農地判断を実施する対象地区を豊田地域の碓・奥手山地区として非農地通知を発送する土地及び所有者を決定し、事務手続きを進めてまいりました。
- 非農地通知につきましては地目変更届も必要となることから法務局飯山支局と協議し本年3月から数回に分けて対象者70名の方に発送しました。通知に対する反応としましては、今回初めての試みということもあり問い合わせはありましたが、異議申し立てのようなご意見はなく、すべて了承が得られたと判断しております。よって当初の予定どおり別記の511筆を農地台帳から除外することを今回議案として提出しました。なお備考欄に農振とあります農業振興地域の土地に関しましては今後農政課と協議しまして農業振興地域から除外した後に農地台帳から除外していきます。説明は以上です。
- 議長（清野会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。
- 議長（清野会長） ありませんければ、お諮りをいたします。議案第8号について、賛成の委員の挙手を願います。
- 議長（清野会長） 挙手全員であります。よって、議案第8号につきましては、決定することに決しました。
- 議長（清野会長） 次に進みます。日程5、報告事項に入ります。事務局から説明願います。
- 事務局（峰村局長補佐） 農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について。
- （説明）
- 議長（清野会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。
- 議長（清野会長） ありませんければ、報告事項ということで、ご了承をお願いします。
- 議長（清野会長） 次に進みます。日程6、その他に入ります。みなさんの方から何かありましたらお願いします。
- 議長（清野会長） ありませんければ、事務局からお願いします。
- 事務局（鈴木局長） それでは日程6その他に入ります。
- 事務局（鈴木局長） （中野市農業委員会公式日程について 説明）
- 事務局（鈴木局長） （北信五市農業委員・推進委員研修会について 説明）

議長（清野会長）

議長（清野会長）

それでは、その他、みなさんの方から何かよろしいでしょうか。
ないようですので、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会の定例会を閉会といたします。大変ご苦労様でございました。

（午後0時00分）

（閉会）

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和元年 月 日

中野市農業委員長（議長）

署名委員

署名委員